

○御代田町立小、中学校の通学区域に関する規則

御代田町立小、中学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、御代田町立小、中学校(以下「学校」という。)の通学区域を定める。

(通学区域)

第2条 各学校の通学区域は、[別表](#)のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年5月27日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年12月24日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

学校名	区域
御代田中学校	全区域
御代田北小学校	大字塩野、大字馬瀬口(字根岸の内主要地方道佐久軽井沢線西側の地域を除く。)大字御代田字山ノ神、字上橋沢、字一里塚、字下橋沢、字谷地沢、字中島、字柵場2207—1より2223—9まで、2229—1、2229—2、2229—3、2229—5、2229—6、2229—7、2229—9、2229—11から2229—15まで、字郷渡2008から2014—2まで、2016から2023まで、2026、2029から2037—3まで、2039—1から2040—3まで、4373—1から4376まで、字鉢久保2331から2334—3まで、2338、2339—1、2339—2、2377—2、2377—3、2379—1、4383から4385まで及び字上根岸、字下根岸の内信越線北側の地域
御代田南小学校	大字草越、大字広戸、大字豊昇、大字面替、大字茂沢、大字御代田(但し字山ノ神、字上橋沢、字一里塚、字下橋沢、字谷地沢、字中島、字柵場2207—1より2223—9まで、2229—1、2229—2、2229—3、2229—5、2229—6、2229—7、2229—9、2229—11から2229—15まで、字郷渡2008から2014—2まで、2016から2023まで、2026、2029から2037—3まで、2039—1から2040—3まで、4373—1から4376まで、字鉢久保2331から2334—3まで、2338、2339—1、2339—2、2377—2、2377—3、2379—1、4383から4385まで及び字上根岸、字下根岸の内信越線北側の地域は除く。)大字馬瀬口字根岸の内主要地方道佐久軽井沢線西側の地域